

## 審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第107条の7第3項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準：
標 準 处 理 期 間：運転免許課 1日 警察署 14日
申 請 先： 申請書は、交通部運転免許課又は警察署交通課（係）窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 交通部運転免許課免許第一係（電話 0744-22-5541）又は各警察署交通課（係）
備 考：